

全国司法書士女性会FAX通信238号 (2010年9月号号外)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒 579 - 8036 大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

懲戒制度運用改善通知についての鳥丸補佐官による補足説明

本年9月9日、法務省民事局民事第二課長による法務省民二第2237号「司法書士及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について」(通知)が出され、司法書士懲戒制度運用改善が図られる見通しとなったことは、FAX通信237号でお伝えしたとおりです。

実は、この通知が、各法務局・地方法務局に発信される際に、法務省民事局民事第二課鳥丸補佐官から、メールにて、各法務局・地方法務局総務課長に対し、補足説明がなされていることが判明しました。

9月27日、全国司法書士女性会は、千葉景子前法務大臣より、このメール原文をいただきましたので、公開させていただきます。

鳥丸補佐官による補足説明には、補足説明の域に止まらない、今回の課長通知の意味、今後の方針等が含まれる法務省の基本姿勢が示されており、本来、課長通知の中で、既述されるべき内容が含まれていると考えます。懲戒処分の対象となる司法書士にとって、非常に重要な基準も書かれており、このような文書が内部文書であるという理由の元に、法務省が公開する姿勢を示さなかったことに疑問を感じています。

特に、最後の4行に示された

- ①量定について疑義ある場合は、本省に内儀すること。
- ②今後も、懲戒処分の運用の改正について引き続き検討する予定であること。

以上2点については、滝実衆議院議員からの照会によっても公開されず、また、日司連にも、伝えられていない模様で、千葉前大臣に依頼することによって、ようやく全文を入手することが出来たという経緯があります。

このような法務省の消極姿勢の中で、司法書士懲戒制度が、新しい基準によって厳正に運用されていくのか、今後も、注視していく必要があることは当然のこと、加えて、根本的改正を求めていく必要があると考えます。

本通知の発出と同時に総務課長に対して、下記のメールにより補足説明をすることを、
したい。

法務局民事行政部総務課長殿
地方法務局総務課長殿

法務省民事局民事第二課 鳥丸補佐官

本日付け法務省民二第2237号民事第二課長通知がされたところですが、これは、
本人確認義務違反による懲戒処分の運用が硬直的に過ぎる例が見られるという状況を踏
まえて発せられたものです。

もとより登記の真実性確保のため本人確認は重要であり、これを怠り問題が発生した
場合は厳正に処分すべきことは当然ですが、通知に掲げられた情状等を総合的に勘案す
れば、例えば、処分を訓令の別表に掲げられた量定より軽減すべき事情があると認めら
れる場合もあり、そのような場合には、訓令第4条第2項により、戒告処分をするにと
どめることが相当であると考えます。また、特に斟酌すべき事情があると認められると
きには、同条第3項により処分を行わないこととすることもあり得るものと考えます。

懲戒処分の運用について、その対象となり得る司法書士及び土地家屋調査士の最低限
の理解が得られない場合には、懲戒制度全体の信頼性を失うことにもなりかねないため、
事案の個別事情を踏まえた柔軟な運用をお願いします。

なお、量定に疑義がある場合（列挙された項目以外の情状について加重又は軽減をす
べきか疑義がある場合も含む。）には本省に内議していただくようお願いいたします。

また、今後も、懲戒処分の運用について改善すべき点がないか、引き続き検討する予
定です。